



平成27年7月16日

各位

会社名 サクセスホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 野口 洋
(コード：6065、東証第一部)
問い合わせ先 執行役員管理部長 樽見 伸二
電話番号 0466-55-5110

決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年9月8日（火曜日）に開催予定の臨時株主総会で承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までと定めておりますが、毎年4月末日を決算日にするにより、親会社であるジェイコムホールディングス株式会社との効率的な事業運営を図るものです。

2. 決算期変更の内容

現在：毎年12月31日

変更後：毎年4月30日

(注) 進捗期である第6期は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの12ヶ月決算となる予定です。また、第7期においては、平成28年1月1日から平成28年4月30日までの4ヶ月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

第6期の連結業績予想につきましては、平成27年5月11日公表の「平成27年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」より変更はありません。また、第7期の連結業績予想につきましては公表しておりません。

4. 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(基準日) 第8条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。	(基準日) 第8条 当社は、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。
(事業年度及び決算期) 第46条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。	(事業年度及び決算期) 第46条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

現行定款	変更案
<p>(期末配当金) 第47条 当社は株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払うことができる。</p>	<p>(期末配当金) 第47条 当社は株主総会の決議によって毎年4月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払うことができる。</p>
<p>(中間配当) 第48条 当社は、取締役会の決議によって毎年6月末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による中間配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</p>	<p>(中間配当) 第48条 当社は、取締役会の決議によって毎年10月末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による中間配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</p>
	<p>(附則) 第1条 第8条（基準日）の規定にかかわらず、第6期事業年度は平成27年12月31日最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、第6期事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。なお、本附則は、第6期事業年度終了後これを削除する。 第2条 第46条（事業年度及び決算期）の規定にかかわらず、第6期事業年度は平成27年1月1日から平成27年12月31日までとする。なお、本附則は、第6期事業年度終了後これを削除する。 第3条 第47条（期末配当金）の規定にかかわらず、第6期事業年度は平成27年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の期末配当金を支払うことができる。なお、本附則は、第6期事業年度にかかる定時株主総会終了後これを削除する。 第4条 第48条（中間配当）の規定にかかわらず、第6期事業年度は取締役会決議によって、平成27年6月末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当金を支払うことができる。なお、本附則は、第6期事業年度終了後これを削除する。</p>

5. 日程

臨時株主総会開催日 平成27年9月8日（火曜日）予定
定款変更の効力発生日 同上

以 上